

その1 研究を愛し、発明を愛し、自分の直感に自信を持つ

産学連携・知的財産本部

知的財産アドバイザー 田中 義行

(2007.4～2009.3)

先日、着任のご挨拶を載せていただきましたが、今回からシリーズで特許に関する話をさせていただきたいと思います。

まずは企業における経験から始めますが、私がこの前まで勤務していた企業(T社)は化学系企業で、グループとして特許出願件数は500～1000件/年の規模でした。これらの出願は勿論玉石混交でして、積極的に権利化を目指すもの、防衛出願、または上司からのノルマを達成するためのものと様々でした。

T社では、技術系社員は先ず入社1～2年で特許制度の基礎を学びます。次いで3～4年の時点で明細書の書き方の研修を受けます。これは2日にわたる研修で、講義を受けた後自分が抱えるテーマについて実際に明細書を作成します。それを研修後2～3ヶ月かけて特許担当者とリファインしていきます。最終的に特許出願にいたるものもあれば、出願を断念するものもあります。このようにして技術者全員が自分の発明に関して自分で明細書原稿を作成する能力を持つことを求められます。企業では研究結果は特許として権利化することが原則となっています。

こう言うと「果たして大学で研究成果を特許化する必要があるのか」と疑問をもたれる方もいるでしょう。それには次の事例が一つの回答になるのではないのでしょうか。

或る大学の先生が植物の成熟を制御する物質を見出しました。これは基本的な発明ですからその事実だけで十分特許に出来るものでした。しかし先生は「世の中の誰でも使えるように」と考えて特許化せず単に発表だけしました。ところでその発表を見た或る企業がその発明を事業化しようとしてきました。しかしながらその発明そのままでは耐候性が悪く、添加物を足して耐候性を上げる必要がありました。その企業は添加物追加発明を特許化し、それが実質的に基本特許となってしまいました。そして「世の中の誰でも使える」状態ではなくなりました。もし先生が特許を取っていたら先生の特許が基本特許として働き、その企業に特許の開放を要請することが出来たでしょう。そして「世の中の誰でも使えるように」という先生の目的を達成することが出来たことでしょう。大学が特許を取れば、使い方によってはそのような効果も期待できると思います。

さて、一般的に研究者・発明者は自分の研究・発明を愛しています。自分は今までにない素晴らしい物を作り出した、今まで世の中では実行出来ていなかったことを実行出来るようにしたと感じています。しかしその「素晴らしいもの」との思いは、自分で実験したり、使用したりしたときの感覚的なものに留まっている場合があり、具体的にどの部分が素晴らしいのか表現できない場合が多いです。そのような場合特許担当者から先行技術(State of the Art)を提示されて、「これと大差ないではないか」と言

われたとき、的確に反論できないのです。発明者が把握しているのは内部に素晴らしい宝石を含んだ原石であります。感覚的に宝石の存在をつかんでいても、まだ宝石は可視的になっていないのです。

このとき発明者の自分の発明に対する「愛」と「自信」が重要となります。発明者の愛と自信に基づいた直感を出発点として、特許担当者との間で議論を戦わせながら原石から宝石を取り出してゆくこととなります。私の経験では、発明者が「自分の発明は素晴らしい」と思っているとき、そこには必ず何かがあります。発明者が明示的には気づいていない重要なポイントがあるのです。(たまに岩石もありますが)

研究者・発明者の皆さん、自分の直感・感性に自信を持って発明相談に来てください。一緒に原石に磨きをかけて素晴らしい宝石にしようではありませんか。

(2007年6月)